

審査基準整理票

処 分 名	配偶者支援金の支給の決定		
根 拠 法 令 名	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）	(条項) 第15条第1項	
基 準 法 令 名			
所 管 部 署	福祉子ども部 生活福祉課 保護第1～4係		
標 準 処 理 期 間	14日(30日)	法定処理期間	14日(30日)
<p>【審査基準】 ・文書の名称 【 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金支給実施要領について (平成26年9月9日付け社援発0909第6号 厚生労働省社会・援護局長通知) 】</p> <p>【 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金支給実施要領の取扱いについて (平成26年9月9日付け社援企発0909第4号 厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知) 】</p> <p>【 生活保護法による保護の実施要領について (昭和38年4月1日付け社発246号 厚生省社会局長通知) 】</p> <p>【 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて (昭和38年4月1日付け社保第34号 厚生省社会局保護課長通知) 】</p> <p>・掲載図書等 【 支援給付関係法令通知集（厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室） 】</p> <p>【 生活保護手帳（中央法規出版） 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[配偶者支援金の支給の決定に係る審査基準]</p> <p>配偶者支援金の支給の決定に係る審査基準は、上記に掲げる文書に定めるとおりとする。</p> <p>なお、当該文書等が掲載された上記の掲載図書は、担当課において備え置く。</p>			

参 考

[根拠法令]

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(支援給付の実施)

第14条 略

2～3 略

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。

6 略

7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8 略

(配偶者支援金の支給)

第15条 この法律による配偶者支援金の支給は、前条第3項の規定により支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。

2 略

3 前条第4項、第5項及び第7項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。

4～5 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。